

特殊車両の新たな通行制度の創設 <令和2年2月4日 閣議決定>

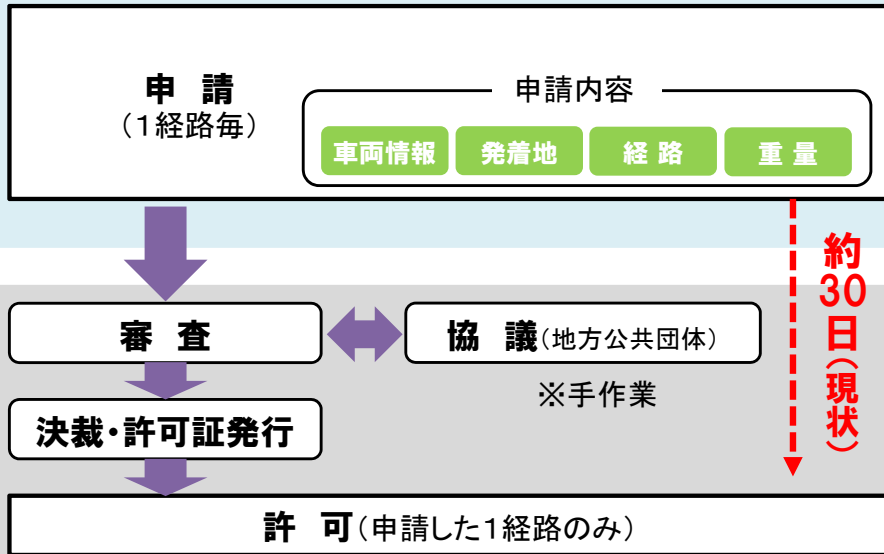
「現行の許可制度」と「デジタル化の推進による新制度」との2本立てとなる

創設
2021年度末予定

特殊車両の通行手続き

継続

現行(許可)制度



約30日(現状)

事業者の手続

行政の手続

実際の通行
通行後

通行
(許可を受けた1経路を通行可)



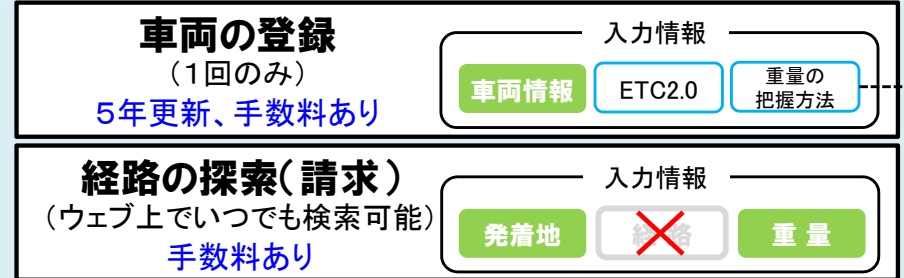
取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



即時



通行
(通行可能な全経路を通行可) 交付された書面を当該車両に備え付け

- ・取締基地における取締り
 - ・WIMによる取締り
 - ・ETC2.0を活用した経路確認
 - ・運送依頼書等による重量確認
- 通行経路及び積載する貨物の重量等を記録、保存

システムやデータ管理の一元化のため、外部機関(指定機関)にアウトソーシング可能

上記事項の違反に係る罰則も規定